

名古屋市障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 名古屋市障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲以内において交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則（平成17年12月1日名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者又は重度障害者等包括支援事業者（以下「障害者支援施設事業者等」という。）が介護ロボット等を導入する際の経費を助成することにより、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用による介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進することを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において、「障害者支援施設事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法律」という。）

第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス事業を行う者をいう。

2 この要綱において、「共同生活援助事業者」とは、法律第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う者をいう。

3 この要綱において、「居宅介護事業者」とは、法律第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、法律第5条第2項に規定する居宅介護を行う者をいう。

4 この要綱において、「重度訪問介護事業者」とは、法律第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、法律第5条第3項に規定する重度訪問介護を行う者をいう。

5 この要綱において、「短期入所事業者」とは、法律第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、法律第5条第8項に規定する短期入所を行う者をいう。

6 この要綱において、「重度障害者等包括支援事業者」とは、法律第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、法律第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援を行う者をいう。

7 この要綱において、「障害者支援施設」とは、法律第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。

8 この要綱において、「介護従事者」とは、施設障害福祉サービス事業又は障害福祉サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。

9 この要綱において、「介護ロボット等」とは、次の(1)から(3)の全ての要件を満たすものをいう。

(1) 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

(2) 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

(3) 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の対象となる事業者は、名古屋市内において別表の第2欄に規定する施設等を現に運営する障害者支援施設事業者等であって、市長が適当と認めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、別表の第5欄に定める経費とする。

(交付額)

第6条 補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット等であって、1機器あたり10万円以上となるものとし、1機器につき30万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用するロボット等については、1機器につき100万円を上限として補助するものとする。この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。また、同機種を複数購入する場合も上限額の範囲内で補助を行うものとする。

2 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。

3 交付決定前に購入、リース又はレンタルにより導入した介護ロボット等にかかる経費は補助の対象としない。

(補助金額の算定基準)

第7条 補助額は別表の第3欄に規定する基準額と第5欄に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、第4欄に規定する補助率を乗じて得た額の合計額を補助金額とする。なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、名古屋市障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、別に指定する期日までに市長に提出するものとする。

2 導入する介護ロボット等の選定に当たっては以下の事項を検討し、障害分野の介護ロ

ボット等導入計画に付記するものとする。

- (1) 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、S マーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
- (2) 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。
- (3) 介護ロボット等の導入に際してはサービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ適当と認められるものについては、補助金の交付を決定し、その旨を申請事業者に対して通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。
- (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 補助を受けて購入した介護ロボット等を目的に反して使用、譲渡、貸付又は担保等に供してはならない。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。
- (8) 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 2 号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 1 日までに市長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- (10) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証

拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日（事業の中止又は取消しの決定を受けた場合は、その決定を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（交付決定の変更及び中止）

- 第 11 条 第 9 条の規定による補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更（補助対象経費の増額を伴う変更以外の変更とする。また軽微な変更は除く。）、中止、廃止しようとするときは、速やかに名古屋市障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金交付変更（中止・廃止）申請書（様式第 3 号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえ、交付決定の変更又は取消を決定し、その旨を補助事業者に対して通知するものとする。
 - 3 前項の規定による補助金の交付決定の変更又は取消の決定を受けた補助事業者が既に補助金の交付を受けている場合は、市長は既に交付した補助金の全部若しくは一部を補助事業者から返還させることができる。

（申請の取下げ）

第 12 条 補助事業者が、補助金交付決定の通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知の日から 20 日以内に申請の取下げをすることができる。この場合において、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（交付決定取消し及び補助金の返還）

第 13 条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 第 10 条各号に規定する条件のいずれかに違反したとき。

（実績報告）

第 14 条 補助事業者は、補助事業の完了日（第 11 条による中止、廃止があった場合は、その決定を受けた日）から起算して 20 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、市長に対し、名古屋市障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金事業実績報告書（様式第 4 号）（以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添えて提出するものとする。

（補助金の交付）

第 15 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、本市検査員に

よる検査確認を行い、適正と認められた場合に補助金を交付するものとする。

(報告等)

第 16 条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者又は交付を受けた補助事業者に対し、その補助事業の実施状況について、指示し報告を求め又は審査することができるものとする。

(使用状況の報告)

第 17 条 補助事業者は、障害者支援施設、共同生活援助事業所、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、短期入所事業所又は重度障害者等包括支援事業所（要介護者の居宅を訪問して障害福祉サービスを提供する場合は、要介護者の居宅を含む。）において、当該介護ロボット等を使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、障害福祉分野における介護ロボット等使用状況報告書（様式第 5 号）により、別に定める日までに市長に報告するものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 4 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

別表

1 区分	2 補助対象施設等	3 補助基準額	4 補助率	5 補助対象経費
障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業	障害者支援施設	1事業所につき 2,100千円	$\frac{10}{10}$	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）
	共同生活援助事業所	1事業所につき 1,500千円		
	居宅介護事業所	1事業所につき 1,200千円		
	重度訪問介護事業所			
	短期入所事業所			
	重度障害者等包括支援事業所			